

介護サービス事業者等 自主点検表

小規模多機能型居宅介護

及び

介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所の名称

記入者 職氏名

実施年月日

介護サービス事業者等自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービス又は介護予防サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

については、地域密着型介護サービス事業所等ごとに、法令、指定基準等を基に、自主点検表を作成しましたので、事業所でご活用ください。

2 実施方法の目安

(1) 年1回以上定期的に実施することにより、随時自らの運営状況等について点検してください。

(2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。

(3) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

基本的には、右側に○が付く場合基準違反となりますので、改善を図ってください。

(4) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

(5) この自主点検表は「小規模多機能型居宅介護」の運営基準等を基調に作成されていますが、指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防小規模多機能型居宅介護についても小規模多機能型居宅介護の運営基準等に準じて（小規模多機能型居宅介護を介護予防小規模多機能型居宅介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、小規模多機能型居宅介護独自又は介護予防小規模多機能型居宅介護独自の運営基準等については、[介護除く]・[介護のみ]と記載していますので御留意ください。

介護サービス事業者等自主点検表 目次

第1 基本方針	3
第2 人員に関する基準	3
第3 設備に関する基準	5
第4 運営に関する基準	6
第5 変更の届出等	22

(注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒ 介護保険法（平成9年12月17日交付法律第123号）
施行規則	⇒ 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）
密着基準条例	⇒ 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日条例第37号）
予防基準条例	⇒ 大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月28日条例第38号）
密着解釈	⇒ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号）
平18厚告126	⇒ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
平18厚告128	⇒ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）
平18老計0331005	⇒ 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
平18老計0331006	⇒ 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について（平成18年3月31日老計発第0331006号・老振発第0331006号・老老発第0331019号）
平12厚告22	⇒ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年2月10日厚生労働省告示第22号）
平12厚告23	⇒ 厚生労働大臣が定める者等（平成12年2月10日厚生労働省告示第23号）
平12厚告24	⇒ 厚生労働大臣が定める地域（平成12年2月10日厚生労働省告示第24号）
平12厚告25	⇒ 厚生労働大臣が定める基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第25号）
平12厚告26	⇒ 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第26号）
平12厚告27	⇒ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生労働省告示第27号）
平12厚告29	⇒ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第29号）
平12老企54	⇒ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）
平18老計発1017001	⇒ 「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日老計発第1017001号）
平13老155	⇒ 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日老発第155号）
平27老0327	⇒ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成27年3月27日 老振発0327第4号・老老発0327第1号）

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
第1 基本方針	小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。 いる・いない [介護予防] 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。 いる・いない	法第 78 条の 3 第 1 項 密着基準条例第 81 条 ※事業所指定通知（更新通知） 法第 115 条の 13 第 1 項 予防基準第 43 条
*第2 人員に関する基準 1 従業者の員数等 (1) 介護従業者	小規模多機能型居宅介護事業者が、事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。 (1) 事業所ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1以上としているか。 いる・いない (2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を、1以上の介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上となっているか。 ただし、宿泊サービスの利用者がいない場合にあつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者を置かないことができる。 いる・いない (3) (1)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 いる・いない	法第 78 条の 4 第 1 項 密着基準条例第 82 条 ※勤務表、タイムカード等 密着基準条例第 82 条第 1 項 密着基準条例第 82 条第 1 項及び第 5 項 ※宿直者の確認 密着基準条例第 82 条第 2 項

(2) 計画作成担当者	(4) (1)の介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっているか。 いる・いない	密着基準条例第 82 条第 3 項 ※勤務表
	(5) (1)の介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師となっているか。 いる・いない	密着基準条例第 82 条第 4 項 ※勤務表、資格証
2 管理者	(1) 事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いているか。 支障ないときは兼務可能—管理者、介護職 いる・いない	密着基準条例第 82 条第 10 項 ※勤務表
	(2) (1)の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者となっているか。 いる・いない	密着基準条例第 82 条第 11 項 ※資格証、研修修了証
	別に厚生労働大臣が定める研修：都道府県及び指定都市が実施する「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」	平 18 老計 0331006 の 2
	(1) 小規模多機能型居宅介護事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 いる・いない ・管理者が、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事している場合、当該事業所の管理上支障がないか。 ない・ある	密着基準条例第 83 条第 1 項 ※勤務表、経歴書、研修修了証
	(2) 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものとなっているか。 いる・いない 別に厚生労働大臣が定める研修：都道府県及び指定都市が実施する「認知症対応型サービス事業管理者研修」 [みなし措置] 下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。 平成 18 年 3 月 31 日までに、都道府県及び指定都市が実施する「認知症（痴呆）介護実務者研修」のうち基礎課程又は「認知症介護実践研修」のうち実践者研修を修了した者であって、平成 18 年 3 月 31 日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指	密着基準条例第 83 条第 3 項 平 18 老計 0331006 の 2

3 代表者	定認知症対応型共同生活介護事業所等の職務に従事している者。 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものとなっているか。 いる・いない <u>別に厚生労働大臣が定める研修</u>：都道府県及び指定都市が実施する「認知症対応型サービス事業開設者研修」 [みなし措置] 下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。 ①都道府県及び指定都市において実施された「実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修」 ②都道府県及び指定都市において実施された「基礎課程又は専門課程」 ③都道府県及び指定都市において実施された「認知症介護指導者研修」 ④都道府県及び指定都市において実施された「認知症高齢者グループホーム開設予定者研修」	密着基準条例第 84 条 ※経歴書、研修修了証 平 18 老計 0331006 の 2								
*第 3 設備に関する基準 1 登録定員	指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を 29 人以下としているか。 通いサービスの利用定員は、登録定員の 2 分の 1 以上 15 人以下としているか。（登録定員が 25 人を超える事業所にあつては、次の数となっているか。） <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26 人又は 27 人</td><td>16 人</td></tr><tr><td>28 人</td><td>17 人</td></tr><tr><td>29 人</td><td>18 人</td></tr></table> 宿泊サービスの利用定員は、通いサービス利用定員の 3 分の 1 以上 9 人以下としているか。 いる・いない	登録定員	利用定員	26 人又は 27 人	16 人	28 人	17 人	29 人	18 人	※現地確認 密着基準条例第 85 条 ※運営規程
登録定員	利用定員									
26 人又は 27 人	16 人									
28 人	17 人									
29 人	18 人									

2 設備及び備品等	事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 いる・いない	密着基準条例第 86 条第 1 項
3 居間及び食堂	居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さか。 ※居間及び食堂は、同一の室内とすることは差し支えないが、それぞれの機能が独立していることが望ましい。 いる・いない	密着基準条例第 86 条第 2 項第 1 号
4 宿泊室	(1) 1 の宿泊室の定員は、1 人となっているか。 ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2 人とすることができるものとする。 いる・いない (2) 1 の宿泊室の床面積は、7.43 平方メートル以上となっているか。 いる・いない (3) 個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね 7.43 平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとなっているか。 いる・いない	密着基準条例第 86 条第 2 項第 2 号ア 密着基準条例第 86 条第 2 項第 2 号イ 密着基準条例第 86 条第 2 項第 2 号ウ
5 設備の専用	設備は、専ら当該小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 いる・いない	密着基準条例第 86 条第 3 項
6 立地条件	事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしているか。 いる・いない	密着基準条例第 86 条第 4 項
第4 運営に関する基準 *1 内容及び手続の説明及び同意	事業者は、小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 いる・いない	※運営規程、重要事項説明書 密着基準条例第 108 条（準用第 9 条）

2 提供拒否の禁止	事業者は、正当な理由なく小規模多機能型居宅介護の提供を拒んでいないか。 いない・いる <u>提供を拒むことのできる正当な理由：</u> ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じられない場合。 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。 ③ 利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難な場合。	密着基準条例第 108 条（準用第 10 条） 密着解釈第 3 の三の 4 の(19)（準用第 3 の一の 4 の(3)）
3 サービス提供困難時の対応	小規模多機能型居宅介護は、当該小規模多機能型居宅介護の通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 いる・いない	密着基準条例第 108 条（準用第 11 条）
*4 受給資格等の確認	(1) 事業者は、小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 いる・いない (2) 事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、小規模多機能型居宅介護を提供するように努めているか。 いる・いない	密着基準条例第 108 条（準用第 12 条第 1 項） 法第 78 条の 3 第 2 項 密着基準条例第 108 条（準用第 12 条第 2 項）
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 事業者は、小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 いる・いない (2) 事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 108 条（準用第 13 条第 1 項） 密着基準条例第 108 条（準用第 13 条第 2 項）
*6 心身の状況等の把握	事業者は、小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等（テレビ電話装置等の活用も可）を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保	密着基準条例第 87 条 ※サービス提供記録

	健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 いる・いない	
*7 居宅サービス事業者等との連携	(1) 事業者は、小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 いる・いない (2) 事業者は、小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めているか。 いる・いない (3) 事業者は、小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 いる・いない	密着基準条例第 88 条第 1 項 ※サービス提供記録 密着基準条例第 88 条第 2 項 密着基準条例第 88 条第 3 項
8 身分を証する書類の携行	事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 いる・いない	密着基準条例第 89 条
*9 サービスの提供の記録	(1) 事業者は、小規模多機能型居宅介護を提供した際には、当該小規模多機能型居宅介護の提供日及び内容、当該小規模多機能型居宅介護について、法第 4 2 条の 2 第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 いる・いない (2) 事業者は、小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 いる・いない	密着基準条例第 108 条（準用第 20 条第 1 項） ※サービス提供記録 密着基準条例第 108 条（準用第 20 条第 2 項）
*10 利用料等の受領	(1) 事業者は、法定代理受領サービスに該当する小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 いる・いない	密着基準条例第 90 条第 1 項 ※契約書、請求書、領収書等

	(2) 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護（予防）サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 いる・いない (3) 事業者は、上記(1)・(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 いない・いる ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ③ 食事の提供に要する費用 ④ 宿泊に要する費用 ⑤ おむつ代 ⑥ 上記に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用（その他の日常生活費）であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 (4) 事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 いる・いない (5) 事業者は、地域密着型その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しているか。 いる・いない (6) 事業者は、領収証に、指定地域密着型サービスについて要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 いる・いない	密着基準条例第90条第2項 密着基準条例第90条第3項 密着基準条例第90条第5項 法第42条の2第9項（準用第41条第8項） 施行規則第65条の5（準用第65条）
--	--	---

11 保険給付の請求のための証明書の交付	事業者は、法定代理受領サービスに該当しない小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 いる・いない	密着基準条例第 108 条（準用第 22 条）
*12 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	(1) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 いる・いない (2) 事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。 いる・いない	密着基準条例第 91 条第 1 項 密着基準条例第 91 条第 2 項 ※外部評価報告書
*13 小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 （⑤～⑧以外は予防除く）	小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところにより行われているか。 ① 小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行なわれているか。 いる・いない ② 小規模多機能型居宅介護は、利用者 1 人 1 人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行なわれているか。 いる・いない ③ 小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。 いる・いない ④ 従業者は、小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っているか。 いる・いない ⑤ 事業者は、小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいないか。 いない・いる	密着基準条例第 92 条 ※サービス提供記録等 密着基準条例第 92 条第 1 号 密着基準条例第 92 条第 2 号 密着基準条例第 92 条第 3 号 密着基準条例第 92 条第 4 号 密着基準条例第 92 条第 5 号

	⑥ 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 そのため、管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めているか。 いる・いない	平 13 老 155 の 2 及び 3
	⑦ 事業者は、⑤の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 いる・いない	密着基準条例第 92 条第 6 号 平 13 老 155 の 6
	⑧ 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 箇月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 いる・いない	密着基準条例第 92 条第 7 号 平 13 老 155 の 3 及び 5
	⑨ 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはいないか。 いない・いる	密着基準条例第 92 条第 8 号
	<u>通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない：登録定員のおおむね 3 分の 1 以下が目安となる。</u>	密着解釈第 3 の四の 4 の(5)の④
	⑩ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。 いる・いない	密着基準条例第 92 条第 89 号
	<u>適切なサービス：一の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週 4 日以上行うことが目安となるものである。</u>	密着解釈第 3 の四の 4 の(5)の⑤
*14 介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針（予防のみ）	(1) 事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。 いる・いない	予防基準条例第 66 条第 3 項 ※サービス提供記録等

*15 介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針（予防のみ）	(2) 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しているか。 いる・いない	予防基準条例第 66 条第 4 項
	(3) 事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。 いる・いない	予防基準条例第 66 条第 5 項
	介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第 4 3 条に規定する基本方針及び第 6 5 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとされているか。 ① 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。 いる・いない	予防基準条例第 67 条 ※サービス提供記録等 予防基準条例第 67 条第 1 号
	② 介護支援専門員は、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第 3 0 条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第 3 1 条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成しているか。 いる・いない	予防基準条例第 67 条第 2 号
	③ 介護支援専門員等は、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。 いる・いない	予防基準条例第 67 条第 3 号
	④ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。 いる・いない	予防基準条例第 67 条第 4 号

⑤ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	予防基準条例第 67 条第 5 号
いる・いない	
⑥ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しているか。	予防基準条例第 67 条第 6 号
いる・いない	
⑦ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行っているか。	予防基準条例第 67 条第 7 号
いる・いない	
⑧ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者 1 人 1 人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。	予防基準条例第 67 条第 8 号
いる・いない	
⑨ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	予防基準条例第 67 条第 9 号
いる・いない	
⑩ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	予防基準条例第 67 条第 10 号
いる・いない	
⑪ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていないか。	予防基準条例第 67 条第 11 号
いない・いる	
通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない：登録定員のおおむね 3 分の 1 以下が目安となる。	
⑫ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。	予防基準条例第 67 条第 12 号

		いる・いない	
	⑬ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っているか。	いる・いない	予防基準条例第 67 条第 13 号
	⑭ 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っているか。	いる・いない	予防基準条例第 67 条第 14 号
	⑮ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更については、①～⑬の規定に準じて行われているか。	いる・いない	予防基準条例第 67 条第 15 号
16 居宅サービス計画の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	いる・いない	密着基準条例第 93 条第 1 項 ※勤務表
	(2) 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第 13 条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っているか。	いる・いない	密着基準条例第 93 条第 2 項
17 法定代理受領サービスに係る報告	事業者は、毎月、市町村（審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出しているか。	いる・いない	密着基準条例第 94 条
18 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	事業者は、登録者が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	いる・いない	密着基準条例第 95 条
*19 小規模多機能型居宅介護計画の作成（予防除く）	(1) 管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させているか。	いる・いない	密着基準条例第 96 条第 1 項

	(2) 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。	密着基準条例第 96 条第 2 項
	いる・いない	
	(3) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。	密着基準条例第 96 条第 3 項
	いる・いない	
	(4) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	密着基準条例第 96 条第 4 項
	いる・いない	
	(5) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しているか。	密着基準条例第 96 条第 5 項
*20 介護等	いる・いない	
	(6) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っているか。	密着基準条例第 96 条第 6 項
	いる・いない	
	(7) 計画作成担当者は、小規模多機能型居宅介護計画の変更を行なう際も(2)から(5)に準じて取り扱っているか。	密着基準条例第 96 条第 7 項
	いる・いない	
	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。	密着基準条例第 97 条第 1 項
	いる・いない	
	(2) 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはいないか。	密着基準条例第 97 条第 2 項
	いない・いる	
	(3) 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。	密着基準条例第 97 条第 3 項
	いる・いない	

21 社会生活上の便宜の提供等	(1) 小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。 いる・いない (2) 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。 いる・いない (3) 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 いる・いない	密着基準条例第 98 条第 1 項 密着基準条例第 98 条第 2 項 密着基準条例第 98 条第 3 項
22 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話等の活用も可）を設置し定期的に開催しているか。 いる・いない	密着基準条例第 106 条の 2 第 1 項
23 利用者に関する市町村への通知	事業者は、小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 いる・いない	密着基準条例第 108 条（準用第 28 条）
*24 緊急時等の対応	従業者は、現に小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 いる・いない	密着基準条例第 99 条
25 管理者の責務	(1) 管理者は、従業者の管理及び小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 108 条（準用第 212 条第 1 項）

	(2) 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 108 条（準用第 212 条第 2 項）
*26 運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ⑤ 小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項 いる・いない	密着基準条例第 100 条
*27 勤務体制の確保等	(1) 事業者は、利用者に対し適切な小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 いる・いない (2) 事業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって小規模多機能型居宅介護を提供しているか。 いる・いない (3) 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。また、全ての従業者（資格を持たない者）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための適切な措置を講じているか。 いる・いない (4) 事業者は、職場で行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 いる・いない	密着基準条例第 108 条（準用第 214 条第 1 項） 密着基準条例第 108 条（準用第 214 条第 2 項） 密着基準条例第 108 条（準用第 214 条第 3 項） 密着基準条例第 108 条（準用第 214 条第 4 項）
28 掲示	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。または、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	密着基準条例第 108 条（準用第 34 条）

		いる・いない	
*29 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。	いない・いる	密着基準条例第 108 条（準用第 35 条第 1 項）
	(2) 事業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	いる・いない	密着基準条例第 108 条（準用第 35 条第 2 項）
	(3) 小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	いる・いない	密着基準条例第 108 条（準用第 35 条第 3 項）
*30 広告	事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	いない・いる	密着基準条例第 108 条（準用第 36 条）
31 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定のサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	いない・いる	密着基準条例第 108 条（準用第 37 条）
*32 苦情処理	(1) 事業者は、提供した小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	いる・いない	密着基準条例第 108 条（準用第 38 条第 1 項）
	<u>必要な措置</u> ：具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等。		密着解釈第 3 の四の 4 の(19)(準用第 3 の一の 4 の(28)の①)
	(2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	いる・いない	密着基準条例第 108 条（準用第 38 条第 2 項）
	(3) 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	いる・いない	密着解釈第 3 の四の 4 の(19)(準用第 3 の一の 4 の(28)の②)

*33 事故発生時の対応	(4) 事業者は、提供した小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第108条（準用第38条第3項）
	(5) 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。 いる・いない	密着基準条例第108条（準用第38条第4項）
	(6) 事業者は、提供した小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第108条（準用第38条第5項）
	(7) 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 いる・いない	密着基準条例第108条（準用第38条第6項）
	(1) 事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 いる・いない	密着基準条例第108条（準用第40条第1項）
	(2) 事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 いる・いない	密着基準条例第108条（準用第40条第2項）
	(3) 事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 いる・いない	密着基準条例第108条（準用第40条第3項）
	(4) 利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ小規模多機能型居宅介護事業者が定めているか。 いる・いない	密着解釈第3の四の4の19(準用第3の一の4の(30)の①)

	(5) 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 いる・いない	密着解釈第3の四の4の(19)(準用第3の一の4の(30)の③)
34 虐待の防止	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じているか。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用も可）を定期的に開催し、その結果について従業員に周知を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。 ④上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 いる・いない	密着基準条例第108条（準用第40条の2） 密着解釈第3の二の二の3の(12)（第3の一の4の(31)）準用
35 会計の区分	事業者は、小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 いる・いない	密着基準条例第108条（準用第41条）
*36 定員の遵守	事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはいないか。 ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。 いない・いる	密着基準条例第101条
37 協力医療機関等	(1) 事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 いる・いない	密着基準条例第103条第1項
	(2) 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 いる・いない	密着基準条例第103条第2項
	(3) 事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。 いる・いない	密着基準条例第103条第3項
	(4) 協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。 いる・いない	密着解釈第3の四の4の(18)の②

38 調査への協力等	事業者は、提供した小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 104 条
*39 非常災害対策	事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 102 条
40 業務継続計画の策定等	(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じているか。 いる・いない (2) 従業員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年 1 回以上）実施しているか。 いる・いない (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。 いる・いない	密着基準条例第 108 条（準用第 32 条の 2）
*41 衛生管理等	(1) 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 いる・いない (2) 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じているか。 いる・いない ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用も可）をおおむね 6 か月に 1 回以上開催し、その結果について従業員に周知を図ること。 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修（年 1 回以上）及び訓練を定期的（年 1 回以上）に実施すること。 (3) インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等	密着基準条例第 108 条（準用第 217 条第 1 項） 密着基準条例第 108 条（準用第 58 条第 2 項） 密着解釈第 3 の四の 4 の(17)（準用第 3 の

	について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じているか。 いる・いない	二の二の三の(9)の①□)
*42 地域との連携等	(1) 事業者は、小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議（テレビ電話装置等の活用も可）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 いる・いない (2) 事業者は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。 いる・いない (3) 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 いる・いない (4) 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 いる・いない (5) 事業者は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）をおこなっているか。 いる・いない 外部評価実施時期（予定） 月頃	密着基準条例第108条（準用第218条第1項） 密着基準条例第108条（準用第218条第2項） 密着基準条例第108条（準用第218条第3項） 密着基準第108条（準用第218条第4項） 平27老0327
43 居住機能を担う併設施設等への入居	事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が併設施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めているか。 いる・いない	密着基準条例第106条
44 記録の整備	(1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	密着基準条例第107条第1項

	いる・いない (2) 事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 いる・いない ① 居宅サービス計画 ② 小規模多機能型居宅介護計画 ③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤ 利用者に係る市町村への通知に係る記録 ⑥ 苦情の内容等の記録 ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑧ 運営推進会議への報告、評価、要望、助言等の記録	密着基準条例第107条第2項
第5 変更の届出	(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条の10）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。 (2) 事業者は、当該指定地域密着型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、1月前までにその旨を市町村長に届け出なければならない。 ・下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 いる・いない ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関 ⑧ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制 ⑨ 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑩ 役員の氏名、生年月日及び住所 ⑪ 本体施設、本体施設との移動経路、併設施設の状況等 ⑫ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	法第78条の5